

平成21年第2回農林水産省政策評価会林野庁専門部会議事録

1. 日 時 平成21年6月8日（月）13:29～15:37
2. 場 所 農林水産省第2特別会議室（農林水産省本館4階）
3. 出席者 林野庁専門部会委員
雨宮委員、安藤委員、太田座長、亀山委員、高橋委員、田中委員
農林水産省政策評価会委員
田中委員、野中委員
林野庁
林野庁長官、企画課長、経営課総括課長補佐、木材産業課長、木材利用課長、計画課長、整備課長、治山課長、研究・保全課長、業務課長
4. 議 題（1）平成20年度政策の実績評価について
（2）平成21年度政策の実績評価における目標設定について
（3）その他

5. 議事録

○開会挨拶等

（太田座長）

それでは時間のちょっと前でございますが、予定の委員の方がお揃いでございますので、只今から平成21年第2回農林水産省政策評価会林野庁専門部会を開催いたします。まず始めに委員の出席状況についてですが、専門部会委員は私を含め6名が全員出席しております。また、政策評価会委員におかれましては、本日、田中委員、野中委員の2名の御出席をいただいております。なお、田中委員は少し遅れるという御連絡がございました。それではここで、林野庁長官から御挨拶をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

（林野庁長官）

本日は、第2回農林水産省政策評価会林野庁専門部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様方には常日頃から、森林・林野行政について何かと御理解、アドバイスをいただいております。この場をお借りしましてお礼を申し上げます。

私ども農林水産省では石破大臣のリーダーシップの下、今、国民本位の親切、丁寧、正直な農林水産行政ということの確立に向けまして、生産、流通、消費に係わる方々、全ての方がお客様であるという意識を徹底するという事も進めております。言わば、省を挙げて改革に取り組んでいるところでございます。

林野庁におきましても、この改革の趣旨に沿いまして、国民の視点を政策立案に反映させるということから、政策の横断的な説明、それから意見交換会を行っております。5月に東京で行いましたが、これも各地で行いまして私どもの政策をできるだけ分かりやすく資料にしまして、色々な方に説明をし、単に地方公共団体の方だけではなくて、業界の方々だけではなくて、一般の方々にも説明して、御意見を伺いながら、その御意見を反映させていきたいと思っております。

本日の専門部会でございますが、農林水産省政策評価基本計画等に基づきまして林野庁が行っております政策の実績評価につきまして、委員の皆様方から御意見をお伺いしたいと思っております。まず、平成20年度の政策の実績評価につきましては、前回、3月の専門部会の時点から、実績値の把握による変更点がございましてそういった点、また、平成21年度政策の実績評価における目標設定につきましては、4月に策定されました新たな森林整備保全事業計画を基にしました目標設定の案について御説明をする予定でございます。

本日、お集まりいただきました委員の皆様方におかれましては、林野庁の政策万般に渡りまして、様々な角度からの御意見、当然、厳しい意見もあろうかと思っておりますけれども、そういった意見を出していただければ、私ども、またそれを元にして政策に反映させ、より分かり易い、より実行性のある政策を実施していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(太田座長)

ありがとうございます。では、議事に入ります前に事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

(事務局)

配付資料を確認させていただきます。その前に4月1日付けの人事異動によりまして、業務課長が代わりましたのでここで紹介をさせていただきます。業務課長の本郷でございます。

(業務課長)

よろしくお願いいたします。

(事務局)

また、本日は経営課長が所用のため欠席をしております。代理として経営課総括の吉永が出席しております。

(経営課総括)

吉永でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(事務局)

それではお手元の資料の確認をさせていただきます。資料一覧がついているかと思いま

すけれど、それに沿ってご確認いただければと思います。まず、資料1-1が平成20年度政策分野一覧、資料1-2が平成20年度政策評価（実績評価）目標一覧、資料1-3が平成20年度政策分野の政策評価結果（案）（林野庁抜粋版）です。次に、資料2-1が平成21年度政策の実績評価における目標設定の概要（案）（新旧対象表）、資料2-2が平成21年度に実施する政策の目標設定（案）、最後に資料3が今後のスケジュールとなっております。それから参考資料がついております。参考資料1が平成21年度政策に係る実績評価書の見直しについて、参考資料2が森林整備保全事業計画（平成21年4月24日閣議決定）における新たな成果指標です。資料は問題なく揃っておりますでしょうか。それではお願いいたします。

○議事

（1）平成20年度政策の実績評価について

（太田座長）

それでは議事に入ります。本日は平成20年度政策の実績評価結果と平成21年度政策の実績評価における目標設定について、この2点について各委員から御意見をいただきたいと思っております。それでは議事次第に従って進めたいと思っております。まず、議事の1、平成20年度政策の実績評価結果について事務局より御説明お願いいたします。

（企画課長）

企画課長でございます。平成20年度政策の実績評価結果（案）につきまして資料の1-1と1-2に基づきまして御説明をさせていただきます。まず、資料の1-1をおめくりいただきたいと思っております。これは農林水産省全体の政策分野全体が書かれておまして、林野関係はその中の⑪の森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮と⑫の林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進となっております。

続きまして、資料の1-2をおめくりいただきたいと思っております。2つの政策分野の内、まず、森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮の分野の関係でございます。この政策分野につきましては全部で6つの目標がある訳でございます。

まず、目標の①が重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進でございます。これにつきましては水土保持機能等、3つの指標の達成率の平均を毎年度100%とすることが目標となっております。

また、目標の②、国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進でございます。こちらにつきましては、相手国に対してアンケート調査を行いまして、海外における持続可能な森林経営への寄与度を100%とすることを目標としております。

それから、目標の③、山地災害等の防止ということでございまして、これは周辺の山地災害防止機能が確保された集落の数を平成20年度に52,000集落にすることを目標としております。

それから、目標の④、森林病虫害等の被害の防止でございます。これにつきましては、

松くい虫の被害の関係につきまして、保全すべき松林の被害率が1%未満の微害に抑えられている都府県の割合、これを毎年度100%にすることを目標にしております。

それから、目標の⑤、国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の促進ということでございます。これにつきましては、森林づくり活動への年間延べ参加者数を平成21年度に100万人に増加させるという目標でございます。

それから、最後の目標の⑥、山村地域の活性化でございます。これにつきましては、新規定住者数、交流人口等を維持向上していくこと等を指標といたしまして、全国的な視点から総合的に有効性の判断を行うという形で評価を行っているところでございます。

続きまして、各目標ごとの達成状況につきましては、特に前回3月の専門部会の時点からの実績値の把握によります変更点がございました。これは以下、資料の1-3で特に赤字で記載されている所が変わっているところでございます。これを中心に担当課長から順次御説明させていただきたいと思っております。

(計画課長)

それでは、具体の結果を御説明させていただきます。計画課長の矢部でございます。お手元の資料の①-3の1ページ目をお開き下さい。最初の目標、重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進ということでございまして、ここの実績値につきましては前回の会議の際には数字が出ておりませんでした。今回、見込み値ということで数字を入れてございます。

具体的な指標、(7)の水土保全機能でございますが、これは育成途中にある水土保全林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合を維持向上させるということでございまして、平成15年の63%を71%まで持っていこうと、ただ何も施策を講じませんとすう勢値としまして49.50%に下がってしまうと、こういう状況でございます。これに対しまして20年度の目標が70.80%、すう勢値から21.30%増加させるという目標になってございまして、これについては実績値としまして70.29%、すう勢値から20.79%増加させることができました。達成状況は98%でございます。

(イ)の森林の多様性でございます。これは、様々な森林を作っていくということで、それを行った割合を増やしていこうということで、基準年の15年の31%を20年に35%にもっていこうということでございます。ですから、20年度の目標は35.00%、基準値から4.00%増やすという目標になっています。20年度の実績値でございますが34.63%、基準年から3.63%増加させることができました。達成状況は91%ということになります。

(ウ)の森林資源の循環利用でございます。これは、育成林において、安定的かつ効率的な木材供給が可能となる資源量を増やしましょうということで、目標値としましては20年度の9億8千万 m^3 、基準値から1億4千万 m^3 増やしますという目標でございまして、それに対しまして実績は9億7千万 m^3 になりまして、基準値から1億3千万 m^3 増やすことができました。達成状況は96%ということになります。

これらの3つの指標を平均をいたしまして、目標の100%に対しまして95%になりました。評価はAということになっております。

なお、分析結果は下の方でございますが、新たに書き加えたことにつきまして、若干コメントさせていただきますと、具体的に20年度に実施した内容について②のところ、漁

場環境の保全、それから農業用水の安定的な供給の所に具体的な記述を加えております。

それから、次の2ページをご覧ください。その分析結果の最後で、見込値ではありますが、目標はおおむね達成する見込みであるというふうに書かせていただいております。

それから、目標の②でございます。国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮発揮に向けた取り組みの推進ということでございまして、これは後の21年度のシートの関係で今、見ていただきたいのですが、後ろのほうに具体的なやり方が書いてあります。

⑪-11ページをお開き下さい。この目標値の出し方ということで、これは国際協力をした相手国のカウンターパートの方にアンケートをさせていただきまして、アンケートの結果で評価をするという手法をとってございます。11ページの下の方に問1から問8という設問がございまして、こういった設問をさせていただきまして、その答えを5段階評価でお願いしているということでしておりますが、今、私どもがこのうち問8の「事業は、持続可能な森林経営に寄与したか」という項目だけを抽出いたしまして、それが100%になることを目標にしているということでございます。

また、2ページにお戻りいただきまして、そういうやり方をして20年度のアンケート調査を取りまとめますと、目標100%に対しまして、実績値が82%ということでございまして、評価はB評価ということになります。この辺を分析結果の中に若干コメントさせていただいております。半分から下の所で赤字の所でございまして、20年度のアンケート調査実施対象事業のうち、熱帯林資源動態把握支援事業が1年で終了となったこと、その他の事業につきましても事業規模が比較的小さいため事業効果が限定的であったこと、事業期間が比較的短いこと等、こういった要因で現地カウンターパートにとって不満が残る結果となったのでございます。これが、アンケート結果にも反映されたと考えておりまして、82%ということでございます。以上が目標②でございます。

(治山課長)

続きまして目標③について御説明させていただきます。治山課長の川端でございます。

目標③につきましては、山地災害等の防止ということで、周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数を増加させるということを目指し、平成15年度末に48,000集落、これを平成20年度末に52,000集落へ集落数を増加させることを目標としているものでございます。これにつきましては山地災害の恐れのある集落の内、防災上特に、緊急性、必要性の高い集落4,000集落を対象として治山事業の実施によりまして保全対策を実施いたしまして、山地災害の未然防止等を図りながら集落の安全性の確保を図ろうとするものでございます。

前回3月の評価会におきましては、実績値は集計中としてご報告したところでございます。今回、都道府県等から実績報告をいただきまして、20年度末時点での実績値といたしまして、見込値ではございますが、51,700集落という結果になっております。20年度目標値52,000集落に対しまして、達成状況が93%ということで概ね目標は達成しているということで、達成状況Aとさせていただいているところでございます。

目標に対する分析結果でございますけれども、この保全対策の実施に当たりましては、治山事業による保全対策でございますけれども、前年度に発生した局地的な豪雨、或いは地震等により激甚な山地災害が発生した箇所を中心に復旧対策を着実に実施するとともに

に、治山対策予算が年々減少しておりますけれども、この保全対策を効果的に実施するために国有林、民有林を通じた計画的な事業の実施、或いは既存施設の機能強化等に取り組んだ結果、こういった目標値をおおむね達成というふうになったと考えております。

改善・見直しの方向性としたしましては、20年度におきましても岩手・宮城内陸地震、或いは集中豪雨等によりまして人的被害を伴う激甚な山地災害が発生している状況でございます。こうした被災箇所に対しまして着実に対策に取り組むとともに、今後、地球温暖化等の影響によりまして、山地災害発生リスクが増加するのではないかと懸念されておりますので、引き続き山地災害の恐れのある地区の危険度合い等も勘案しながら計画的かつ効果的、効率的に事業を実施、推進していく必要があると考えております。

また、併せまして温暖化の影響等も懸念される場所ですが、森林の持つ水土保持機能を一層発揮させることが重要となっているところがございます。保安林につきましても計画的な指定、或いは適切な管理といったものを推進いたしまして、保安林の持つ水土保持機能等を持続的に発揮できるよう対応していくことが重要だと考えているところがございます。以上でございます。

(研究・保全課長)

続きまして、研究・保全課長の渋谷でございますが、森林病虫害等の被害の防止、目標④でございます。3ページの下の方でございますけれども、御説明をさせていただきます。森林病虫害等の被害の防止につきましては松くい虫の被害を取り上げておりまして、保全すべき松林が適正に保全されているかどうかの基準として、被害率1%未満の微害に抑えられている都府県の割合を毎年度100%とすることを目標としております。

結果でございますけれども、20年度の実績値の見込値につきましては62%というふうになっておりまして、これは3ページの下の方にあります目標に関する分析結果を御覧いただきたいと思いますが、1県で新たに中害になったものの、2県で中害から微害というふうになったということで、達成状況が前年度60%ということではございましたが、やや改善され62%となったものでございます。ただ、ランクとしては昨年と同様Bランクというふうになっております。

また、4ページの上の①、②、③というふうに書いておりますけれども、松くい虫につきましては、効果的な防除の困難な場所で増えていたり、或いは下記の高温少雨等が原因で一部の地域で増加がみられている。また、未被害地につきまして北の岩手県北部、或いは秋田県鹿角市で新たに発生地が確認されるなど、被害が一部で広がっているということが見られる状況になっております。

改善・見直しの方向性につきましては、これまで同様、適切な措置を講じておりますが、特に、新しくマツノマダラカミキリの天敵微生物であるポーベリア菌といったものを活用しまして、環境に影響の少ない被害対策等を新しく補助対象として加えるというようなことを対策としてこうじているところでございます。以上でございます。

続きまして、目標⑤の国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進について御説明いたします。この達成目標は、森林づくり活動への年間延べ参加者数を平成18年度の70万人から平成21年度には100万人まで増加させるということを掲げさせていただいております。この森林づくり活動への年間延べ参加者数につきましては、アンケート調査によって

把握しているところでございますけれども、この調査、3年に1度の周期でやっておりまして次回は本年度行う予定になっております。そこで、その間につきましては企業による森林づくりの活動実施箇所数と森林ボランティアの活動件数の2つの指標をおきまして、これによって目標の達成状況を推定するというところとされているところでございます。

平成20年度につきましては、指標(1)の企業による森林づくり活動実施箇所数が472箇所、これは平成19年度の325箇所に比べて、約45%の増加となっているところでございます。また、指標(2)の森林ボランティア活動件数につきましては3,744件となっております。対前年比101%と微増ということになっております。このように企業によります森林づくりの活動につきましては、特に近年、企業のCSR活動として注目されておきまして、昨今、非常に経済不況ということではございますけれども、この森林づくり活動につきましては比較的順調な伸びを示しているというところがあります。また、森林ボランティア活動件数につきましては増加してはいるものの、まだ伸びが弱いというような状況にございます。このことから、森林づくりの活動参加者数をさらに増やすために、幅広い国民へのボランティア活動、情報提供、或いは指導者研修等によりまして参加者の安全を図るといった森林づくり活動への参加を促すような環境整備がさらに必要ではないかと考えているところでございます。

今後の方向性につきましては、平成19年度より美しい森林づくり推進国民運動を展開しているところでございまして、今後とも企業、NPO等が森林づくり活動を行うためのサポート体制の整備、或いは活動を楽しく安全に行うための技術向上、安全対策に関する研修等の実施に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

(計画課長)

続きまして、目標の⑥でございます。5ページの半分から下になります。山村地域の活性化ということでございまして、これについても今回新たに見込値を入れることができました。これについては、山村地域の活性化について示しましたいくつかの指標、こういったものを用いて総合的に有効性を判断するというようにしております。

(7)でございますが、これは全国の振興山村地域の中から任意で抽出をいたしました市町村に対しましてアンケートを実施しているところでございます。具体的には3つの指標がございまして、1)新規定住者数、これが前年度の新規定住者数よりも上向しているか、或いは維持しているか、こういった市町村の割合。これが今回は35%となっております。前年が因みに32%でございます。2)交流人口でございますが、これが住民数以上かつ前年度の交流人口増加率を維持しているか、或いは向上しているか、そういう市町村の割合でございます。これが今回54%となっております。前年度は61%でございます。3)地域産物等販売額についてですが、これが前年度の販売増加率を維持・向上しているか、そういう市町村の割合でございます。それが今回49%、前年度は52%ということです。

それから次の6ページでございます。(イ)の森林資源を積極的に利用している流域の数ということでございます。これは、平成15年度に全国で10の流域が積極的に利用しているとカウントされたのを20年度には20流域に増やしていきましようという目標でございます。因みに、積極的に利用しているというのは、その流域内の森林が成長した量、その半分以上の木材を使っていると、こういうものを1つの物差しにしてカウントしていくと、

これが20年度の実績では22流域まで増えましたということでございます。

次の指標(ウ)でございますが、山村地域の住民を対象にした用排水施設などの生活環境整備の受益者数、これを20年度に80万人に増やしていきましようということでございまして、これにつきましては、20年度実績値でも80万人まで増やすことができましたと、こういう結果になっております。

また、そういった各指標の実績値を勘案いたしまして達成状況をどうするかということでございますが、今回は有効性の向上が必要であるという評価にさせていただいております。

その分析の内容でございますけれども、6ページもう1回戻っていただきまして、分析結果のところに書いてございます。ちょっと読ませさせていただきますが、新規定住者数等のいずれかの指標を満たす市町村の割合は前年度を上回りました。これは先程申し上げましたけれども、新規定住者数が3ポイント増加したことによるものでございます。森林資源を有効に利用している流域の数は22流域であり、前年を上回りました。これは、施業の集約化等による生産コストの縮減の取組が進められたことに加えまして、各地に大規模な木材加工場が稼働するなど、森林資源を効率的に利用できる環境が徐々に整備されてきたということだと思います。それから山村地域の住民を対象とした用排水施設等、生活環境整備の受益者数は、前年度から確実に増えまして20年度に80万人という目標を達成する見込みとなりました。この指標は、これまでも着実に増加してきておりまして、山村地域の定住基盤の整備が確実に進められてきたことによるものと考えております。

このように、いずれの指標も昨年同等以上の結果になっておりますが、指標の(ア)について同一の調査を実施している平成17年度から4年間の結果を見てまいりますと、前年度の新規定住者数を維持・向上している市町村の割合は横ばい、前年度の交流人口増加率を維持・向上等している市町村の割合は減少と、こういう傾向にございます。今後、山村地域で新規定住を促進するためには、森林整備による森林資源の活用や生活基盤の整備に加えて、森林資源をはじめ山村特有の資源を有効活用した多様な産業を育成することで、就業機会を確保していく必要があります。また、交流人口の増加に向けまして、環境、教育、健康などを求める国民の価値観の多様化・高度化を踏まえた魅力ある山村づくりを進めるとともに、CSR等に積極的に取り組む企業も多いものですから、都市の企業等との交流や連携も重要であると、こういう分析をすることによって、必ずしも上手くいったということではなくで、さらに有効性の向上が必要であるという評価をさせていただいております。

今後の改善・見直しの方向性についても、そういうものを踏まえまして、さらに山村地域の良好な生活環境に必要な居住環境整備の推進に努める。さらには魅力ある山村づくり、こういったものを推進するということ、それから企業との社会的協働システムの構築、こういったものを進めるといいうことを示してございます。以上が山村地域の活性化の評価結果でございます。以上でございます。

(企画課長)

以上を踏まえまして、この⑪-6の施策に関する評価結果についてでございます。

まず①の重視すべき機能に応じた森林整備についてでございますけれども、森林吸収源

対策として追加的な森林整備を推進いたしました結果、目標をおおむね達成する見込みということでございます。今後も地方・個人負担の軽減、或いは森林整備の進みにくい森林の早期解消等に向けた取組が必要であるというふうに考えるところでございます。

②の国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進についてでございますけれども、先程、御説明がありましたように現地カウンターパートには不満が残るといった結果も見られたところでございます。持続可能な森林経営の推進のため、現地ニーズを踏まえまして森林減少、劣化問題、或いは違法伐採対策等の取組が必要であるというふうに考えるところでございます。

③の山地災害の防止についてでございますけれども、計画的、効率的な事業を推進いたしました結果、目標はおおむね達成する見込みということでございます。しかしながら、御案内のように平成20年度におきましても、地震等によります激甚な山地災害が発生している状況でございますので、引き続き、効率的かつ計画的に事業を推進する必要があるというふうに考えております。

④、⑤につきましては、前回と同様でございますので省略をさせていただきます。

⑥の山村地域の活性化についてでございますが、いずれの指標につきましても昨年同等以上となっているところでございますが、ここ4年間は新規定住が横ばい、また、交流人口が減少傾向にあるということでございます。さらに、居住環境整備の推進とともに地域の資源を活かした魅力ある山村づくりを推進する必要があるというふうに考えております。

以上からこの政策分野につきましては一定の有効性は認められるものの、さらなる向上が必要であるというふうに考えられるところでございます。今後さらに、森林の適切な整備、保全を広く国民の理解を得つつ推進をいたしますことによりまして、森林の有する多面的機能の発揮を図る必要があるというように形で評価結果をまとめているところでございます。

以上が1つ目の政策分野でございまして、続きまして2つ目の政策分野の御説明をさせていただきますと思います。資料は、戻りまして恐縮でございますが、先程冒頭ご覧いただきました1-2の2枚目をお開きいただきたいと思っております。1-2の2枚目、林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進についてでございます。こちらの政策分野については2つ目標がある訳でございます。

目標①、望ましい林業構造の確立につきましては、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体による事業量のシェアを増加させること、また、その林業経営体、事業体数を増加させるということを目指しておりますけれども、20年度につきましては農林業センサスが実施されない年ということでございますので、素材生産の労働生産性と国産材の供給量等、4つの指標を基に総合的な評価を行うということでございます。

また、目標の2つ目でございますけれども、木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進についてでございます。国産材の供給・利用量を平成27年に2,300万㎡に増加させるとうことを目標として掲げているところでございます。

以下、各目標ごとの達成状況につきましては、担当課長から御説明をさせていただきます。

(経営課総括課長補佐)

それでは、目標①の望ましい林業構造の確立の達成状況につきまして御説明を申し上げます。資料は⑫-1になります。今、企画課長のほうから御説明がございましたけれども、目標①につきましては、望ましい林業構造の確立ということで効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体による事業量のシェア、それから効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体数を増加させることを達成目標に掲げているところでございます。また、今、お話しございましたように、農林業センサスで把握することにしておりますけれども、20年度はセンサスが実施されていないということでございますので、ここにあります指標の(1)から(4)を用いまして総合的な判断をするということとしております。それでは達成状況につきまして、前回3月の専門部会の時点から変更になった点について御説明を申し上げたいと思います。

まず、指標の(1)でございますけれども、実績値が2つございます。2つ目の国産材の供給量(用材)でございますけれども、これにつきましては見込値でございますけれども、データを最新のものに更新してございます。平成20年度につきましては、1,797万1千 m^3 という形になっておりまして、前年比4%の減少となっております。それから指標(2)につきましては変更ございません。それから指標(3)、森林組合におきます中核組合の割合の実績値でございますけれども、これについては数値のご変更ございませんけれども、前回見込値としておりました19年度のデータ40%につきましては、データが確定いたしましたので見込値という表現を取ってございます。それから指標の(4)でございますけれども森林組合による長期経営・施業受託面積でございますが、こちらにつきましても数値の変更はございません。こちらのほうも今、指標(3)のところでお話しさせていただいたのと同じでございます。前回、見込値で表示しておりました19年度の実績につきまして確定いたしましたので見込値という表示を削除させていただいております。それ以外につきましては前回の専門部会で御説明した内容から変更はございません。望ましい林業構造の確立については以上でございます。

(木材産業課長)

それでは、続きまして国産材の供給・利用量の拡大の目標について、御説明したいと思います。木材産業課長の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いたします。

国産材の供給・利用量につきましては、平成16年度1,733万3千 m^3 ということでございましたが、それから徐々に増えてまいりましたが、平成27年度には2,300万 m^3 にするという目標を掲げております。今回、平成20年の実績の見込みにつきましては1,865万8千 m^3 ということでございます。20年の目標値が1,733万2千 m^3 でございますので、それは上回ったということでございますが、⑫-3ページを見ていただきますと、利用量についてはもうちょっと増えるかと思ったんですけども、改正建築基準法施行の認可の遅れという影響が出ましたことと、昨年、後半の景気後退がございまして、住宅着工戸数が非常に減少したということもあまして、当初予定していたよりは若干少ない需要量、供給量になる見込みでございます。

ただし、外材の供給量が大幅に落ち込んでおりますので、国産材の自給率については前年に引き続き増加する見込みとなっているところでございます。とりわけ、ロシアからの

丸太の輸入が激減しておりまして、それと反対に合板に使う国産材、ロシア材から国産材へと転換が進んでおりまして、平成19年に合板工場に入っておりました国産材が130万 m^3 でございましたけれども、平成20年、210万 m^3 ということで国産材率50%を超えるということでございまして、かつてラワンで作っておりました合板でございますけれども、いよいよ国産材率が半分を超えるという見通しになったところでございます。

今後につきましては、需要を回復していくということが非常に重要でございまして、そのためには国産材製品の品質等につきまして、企業、消費者への普及PRというところに力を注いでいくとともに、工場の品質向上、コストダウンに向けた大規模化に向けて支援をしてまいりたいというふうにございます。

前のページに国産材の供給量で用材が1,797万1千 m^3 とあって、ここに1,865万8千 m^3 とありますが、この差につきましては、シイタケ原木と薪炭材の数値が加わっているということでございますので、いわゆる用材にシイタケ用の原木と薪、炭に使う原木を足し算したものがこの数字だというふうにご理解いただければと思っております。以上でございます。

(企画課長)

以上を踏まえました施策に関する評価結果、⑫-3の真中からちょっと下の所でございます。この赤字で書きました取りまとめの所でございますけれども、平成20年度の各目標の達成状況からは、この政策分野につきましては一定の有効性は認められる訳でございます。しかしながら、効率的かつ安定的な林業経営の育成、或いは国産材の安定的な供給・利用等について、さらなる向上が必要であると考えられる訳でございます。今後さらに、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体の育成、木材産業の競争力の強化、消費者ニーズに対応した木材需要の拡大といったようなことを通じまして、林業・木材産業の持続的かつ健全な発展、それから木材利用の推進を図る必要があるというような形で評価結果をまとめているところでございます。

以上、若干長くなりましたけれども、20年度の実績評価の関係でございます。

(太田座長)

どうもありがとうございました。特に、赤で書かれているところが3月以降の追加、或いは修正されたところということでございますが、只今の御説明につきまして御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。評価会の田中委員もいらっしゃっておりますので、どうかよろしく願いいたします。どなたからでも結構でございますが、何かございますでしょうか。亀山委員どうぞ。

(亀山委員)

政策評価については国民に対して情報公開や積極的な広報をどのようになさっておられるのかということが重要かと思えます。それを考えると、全体にかなり分かりにくいものだという感じが率直にしております。

(太田座長)

それでは総括的なものですからよろしくお願いします。

(企画課長)

ご指摘をいただきまして、大変恐縮でございます。今、亀山委員からお話ございましたようにこの政策評価につきましては、なるべく役所のやっております政策の内容について国民の皆様方に分かりやすく御説明する、或いは情報公開をきちんとやっていくということ、これが正に基本でございます。従いまして、この評価会、或いは専門部会にしてもですね、基本的には全て議事も公開の下で行われておりますし、また、資料につきましても、できるだけ分かりやすくというようなことでやらせていただいておりますけれども、ちょっと色々それぞれの政策が多岐に渡っているということで大変分かりにくい点あるかと思ひまして大変恐縮でございます。

ただ、この点については、政策評価会本体の方でもですね、色々ご議論ございまして、それを受けまして21年度の評価におきましては若干様式等の見直しが行われるところでございますので、この関係については後ほど御説明をさせていただきたいと思ひます。

(太田座長)

亀山委員、続けてどうでしょう。

(亀山委員)

見直しの参考にもなるかもしれませんので、気付いたことを申し上げます。森林の機能というのは非常に多様ですし、また多重的ですから割り切りがしにくいのですが、少し不整合の部分があるという感じがします。

例えば、水土保全機能の問題とCO₂の吸収の問題とが間伐で議論されている訳ですが、どちらも関係しないとはいえないのですが、水土保全機能とCO₂の吸収源の問題を間伐面積で指標化しているという関係がもう少しきちっと書いておかないと、よくわからないようなところがあります。

また、7齢級から9齢級の間伐だけがこの指標の中に載ってきている数値なんでしょうか、それとも、他の齢級も含めて全ての間伐面積がこの値に載ってきているのかということがわかりませんでした。

それから、目標①の②で赤字で今回書かれた、豊富な栄養塩類等の供給や、濁水の緩和等や、農業用水の水源地域において良質な農業用水の安定的な供給というものは、数量的に把握可能なものとして考えられたものなのか、唐突に出てきている感がしないでもないです。

さらに、目標①の施策に関する目標の1番上のところに、生物の生育の場としての生態系を保全する機能という言葉が出てきます。これを指標化しているのは森林の多様性であり針広混交林の面積割合で出てくると思うのですが、生態系や生物の生育の場という観点から考えるならば、生き物を指標化するようなものを何か考えていく必要があるでしょうし、来年は、生物多様性条約の第10回締約国会議が日本でありますので、そういうものも視野に入れながら考えていく必要もあるのではないかと思います。

もう一点ですが、森林資源の循環利用というときに循環利用ですから利用している側も

あると思うのですが、ここでは資源量の増加だけで、確かに日本の森林は資源量は著しく増加してますけれども、増加だけでそれをカウントするというのが適切な捉え方なのかどうかという問題もあろうかと思いました。

最後に、2ページの一番上の「美しい森林づくり」がここで出てくるのが唐突な感じがして、5ページのほうに出てくる「美しい森林づくり」は国民運動としてやっているという感じがするのですが、ここでは唐突な感じがします。

(太田座長)

ありがとうございました。いろいろなレベルでの問題が入っているという感じがいたしますので、全体がわかりやすいかどうかということと、文章と指標との関係とか、或いはそれぞれの場所で適切に表現されているかどうか、全てに答えるという訳ではなさそうですが、後から答えるということもあるかも知れませんが、それぞれの指摘にコメントがございましたらお答えいただければと思います。

(計画課長)

それでは、亀山先生からご指摘をいただいたところでございますが、まず間伐の実施面積と地球温暖化防止の吸収源対策の関係についてでございますけれども、今回の指標では水土保持機能というものが指標になっているものですから、間伐をすることによって、水土保持機能が良好に保たれている森林を樹冠疎密度で表すことになってるんですが、ただ、間伐を実施するというでそれを達成するんですが、一方では間伐を実施することによって京都議定書上は、そこが森林経営がやられている森林ということで吸収源のカウントにもなりますということで、整合性はとれるのかなと思っております。

(太田座長)

知っている人には取れるんですけど、知らない人には取れないという御意見かと思いません。

(計画課長)

ですから、その辺の表現を確かに知らない人が読んだら「何でそうなるんだろう」と思いますので、そこは工夫をさせていただきます。

間伐の年齢でございますが、以前は3から7年齢級というのが中心だったのがより高齢級にも対応した実施にしていくということでありまして。その辺もこの表現だけでは分からないということであると思えます。

それから、唐突な漁場保全と農業用水でございます。これは19年度から新たに水産庁の予算、それから農村振興局の予算を使って森林整備ができるようになったと、去年もこのような表現をしているんですが、具体的にどういうことでそういう機能が発揮されるんだということのご指摘を踏まえて、今回こういう記述をさせていただきましたが、なお、その辺が唐突であるということ直していかないといけないと思っております。

それから生物の生育の場の機能ですね。これもおっしゃるとおりでございます。現在、生物多様の保全に向けた検討会を今やっておりますので、そういったものを踏まえながら

こういった書きぶりができるのか、これもきちんと工夫をさせていただきます。

それと循環利用林のところでございますが、これ資源量が増えたという指標になっておりますが、実はよく読んでいただきますと、路網をきちっと入れることによって使うことができる資源量がどれだけ増えたかということになってございますので、そういう意味では循環利用という観点で指標にしているつもりでございます。

あと「美しい森林づくり」の点は、まさに間伐を国民運動を展開していかに進めていくかということなので、ここにもフォローさせていただきました。もう一度、再度次回からはこちら辺の書きぶりはよく精査して、国民の皆さまがちゃんとご理解いただけるような記述にさせていただこうと思っております。以上でございます。

(太田座長)

ありがとうございます。他にありますか。

(研究・保全課長)

「美しい森林づくり」運動が唐突に入っているということですが。

(亀山委員)

いやいや、そこに入っているのは良いと言ったのです。

(研究・保全課長)

中身がですね、単なる330万haの間伐をするというのが短期的な目標として入っておりまして、もう1つ100年先を見越した広葉樹林化、それから長伐期化という2つの目標が入っていると。これがどこにも書いていないので唐突な感じがするんですけども、間伐を進める短期的な目標と両方を含めてどこかにうまく書き込んで置けばいいのかなと思います。

(太田座長)

ありがとうございます。雨宮委員どうぞ。

(雨宮委員)

同じことだったんですけども、「国民参加の森林づくり」と「森林の多様な利用の推進」という利用の部分が少しわからなかったもので、利用というのは実際にどのように推進しているのかというのをお聞きしたかったということです。

(太田座長)

よろしいですか。高橋委員どうぞ。

(高橋委員)

さっきの亀山委員の質問にも多少関連するかも知れませんが、この政策評価、或いは施策評価とですね、それから森林の持つ機能とか役割とかですね、ディメンションが違ような印象がありますよね。本来、未来永劫に変わらないのが森林の持っている機能

であり、そういった人間との共存じゃないかと。政策というのは、その時社会の重要度によって重点投資をしていくというのがあり得ると思うんですね。ですから政策評価の指標のほうから説明していくと、やはり限界が来るんじゃないかと。ですから別立てのパンフレットも一緒に作っておくと、今まで林野庁がやってたような多面的機能も含めてですね。それは常に必要ではないかと思えます。

それから10年ぐらい前、国際的に生物多様性の議論がありました。日本も、我々、前の会社の時に手伝いました。一番の背景は種の保存というよりも、南北間の問題でした。例えば、アンデス山脈で生産された我々の生活に20世紀、21世紀になって貢献しているトマトとか、或いはポテトですね。そういう原種を作って人類のために貢献している国々に対して、先進国はどうお金を払うかというのが陰に隠された議論ですね。そういうところまで入って考慮した種の保存ということをこれからどうしていくんだと。特に森林の中っていろいろんな種があると思うんですね。その辺も含めて検討していく必要があるんじゃないかと、それもやっぱり森林の持っている機能ですよ。当時は政策的には重要視されなかったけれども、これから重要視される可能性があります。

ちょっと細かい点を矢部課長にお聞きしたいのですけれども、⑪-1ページですけれども、本来は去年聞くべきだったと思えますが、(7)の水土保持機能の中の左側の欄に目標値；平成20年度71%というのがあって、右側の欄に70.8%というのがありますよね、その関係はどうなっているのか。2箇所に出てきてますので。

それからもう1つ、目標値で小数以下の設定が意味があるのかどうか。何しろ目標値であれば整数値か丸めた数値が目標値で、仮に110%いってもいいんじゃないかと思えます。

(太田座長)

御指名ですので計画課長どうぞ。

(計画課長)

目標値、水土保持機能のところでございますが、確かに厳密に計算すると70.80で、それを目標値の個別のところへ書きまして、全体のほうではそれを丸めて71というふうにしていうという単純なものでございます。今後考えさせていただきます。

(太田座長)

それ以外は、コメントということによろしいでしょうか。

(高橋委員)

はい。

(太田座長)

どうもありがとうございました。他にいかがでしょうか。少し赤字の多いところ、或いは今日ご説明いただいたところがございませうけれども、この辺りまだ今後も議論はあると思えますけれども、何かございませうでしょうか。では安藤委員どうぞ。

(安藤委員)

だいたい政策、施策、実行ということで、数字的にはこのようになるのかなというのがまず第一感ですが、1つ森林の多面的とか多様性とかそういう言葉がある中で、まず生産、間伐については達成できたとわかります。資源量については増えているという話がありますけれども、若齢級のエリア、植林面積というのは急激に減っているとどの図を見ても見えますね。いわゆる植林が進んでいないということを表しています。そうすると将来の資源量に対して今ある資源量を間伐しながら残していくけれども、若齢級は相当減っているというデータです。これに対して何らかお考えなり施策なりということはあるのでしょうか。

(太田座長)

それではお願いします。計画課長どうぞ。

(計画課長)

若齢級の人工林の面積が、委員おっしゃるとおり確実に減少してきてございます。ただ、資源全体の保続という考え方からいきますと、当然、今ある高齢級の人工林の伐採年齢を多様化するという方向に持っていけば、資源の保続という観点からは何とか達成できるんではないかと思っております。ただ、やはり一方で伐ったところは植えるという大原則を守っていかなければなりませんので、その施策は引き続き実施していくということでございます。

なお、まだ正案を得ていませんが、先程申し上げました生物多様性の今検討をしておりますけれども、その中でもきちんと今後とも高齢級の森林から若齢級の森林までが、バランスよく地域に存在するということが生物多様性の上からも非常に重要であるという指摘を受けてございますので、そういった総面積で伐採したあとに森林を新たに育てていくということを推進することで、全体的なバランスをきちんと構築していく方向で進めていきたいと思っております。

(太田座長)

安藤委員どうぞ。

(安藤委員)

そのとおりで、バランス、全体量・ボリュームはいいんですけど、どうも面積的に見ると将来、孫の代、ひ孫の代に向かってフラットになってなきゃいけない部分が急激に減っているという事実があるので、この辺がやはり政策でカバーする部分なのかなと。

それから1つ、⑫-1のところ素材生産の労働生産性、これ赤字ではないのですけれども、これは生産性が悪くなっていくという数字はどういうことなんですか。改善が全然されてないという数字なんですか。

(太田座長)

これは特に労働生産性の点ですね。

(経営課総括課長補佐)

労働生産性の関係でございますけれども、これにつきましては18年度が5.51、それから19年度が4.70ということになっております。18年度につきましては御存知のとおり材価が上昇局面にあったということになっておりますけれども、19年度につきましては下落に転じたということでございまして、こういったことが現場に影響を及ぼしているのかなというふうには推察はしているのですけれども、そこは個別に精査してきちんと分析できればよろしいのですが難しい面もあり、そういった部分で影響が出ているのかなということで推察しているというところでございます。

(太田座長)

はい、今のところよろしゅうございますか。はい、それでは是非そこを精査する方もよろしくお願ひしたいと思ひます。

安藤委員の言われるところの最初の部分、長伐期化していったり、或いは利用間伐という状況は変わっても全体としてどういうふうには将来は持つて行くのかというのをより計画の方で出していただきたいと、私も願ひております。その後、数字、特に木材の生産とかこの辺りのところは新しく出てきた訳ですが、これも国産材が使われるようになってきたというのと、そこにまた景気の動向もあつて、なかなかうまい具合に伸びないなというように個人的には見させてもらつております。数値とかこの辺りの評価そのものにつきましていかがでしょうか。だいたいこの辺りでよろしいでしょうか。

それでは将来に繋がる問題は後半でも議論いたしますので、それでは、平成20年度の実績評価結果(案)については、これで進めていくということによろしゅうございますか。それではそういうふうにはさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(2) 平成21年度政策の実績評価における目標設定について

(太田座長)

それでは、議論はまだできますので、議事の2に入りたいと思ひます。平成21年度政策の実績評価における目標設定につきまして、事務局より御説明よろしくお願ひいたします。

(企画課長)

21年度の目標の関係でございます。まず、具体の目標に入ります前に参考資料1をお開きいただきたいと思ひます。先程、亀山委員からも分かりにくいのではないかと御指摘をいただいたところでございます。これにつきましては、毎年、やはり議論になりました、いろいろな改善を行っているところでございますけれども、今回も若干、様式等変わつておりますので御紹介させていただきますと思ひます。

おめくりをいただきまして、最初の紙の後に3つに折りたたんだA3の紙が2つ付いてるかと思ひますが、このA3の紙の2つ目、1つ目が20年度でございますので、2つ目の21年度の実績評価書の(案)という、こちらの方をご覧いただきたいと思ひます。今回の見直しの点ということでございます。

まず、右側の枠で囲った所が今回の見直しということでございまして、この政策分野のまず目指すべき姿、それから施策の目指すべき姿を記述するということが明らかになったということでございまして、政策、施策とこう繋がってくる訳でございますけれども、①にございますように政策分野の目指すべき姿に基づきまして、施策を設定するということが明記することにした訳でございます。

また、その②にございますように、施策の目指すべき姿に基づきまして、この達成目標とか指標を設定するということがございます。そして、この施策について評価していくことを明確にするというような観点で、達成目標等は施策の評価をするためのメルクマールということでございます。

それから、その③のところでございますけれども、長期的な目標が定められている場合については達成目標と、長期的な目標ではないけれども施策の評価を実施するに当たって有効なメルクマールとなるものを指標という形で使い分けをしようということでございます。

それから④のところでございますけれども、達成目標等の達成度合いについて要因を分析をするということでもあります。

それから、⑤のところでございますけれども、有効性、効率性の評価の観点及び施策の目指すべき姿から評価を実施すると、反映の方向性を記述するということでもあります。

それから⑥といたしまして、この政策分野を総合的に評価をして目指すべき姿を達成できていない場合には、施策等を見直していくということでございまして、要は政策、施策、それからそれを計るための目標なり、指標なりとそれぞれの関係を明確にいたしまして、目標なりが達成できていない時は、じゃあ施策のどこが問題なのかというのを分析して直していくということでございます。基本的な考え方は従来と同様ということでございますけれども、少しでも分かり易いような観点でということで評価会の御議論も踏まえまして、21年度はこのような様式になっているということでございます。

それでは、具体的な目標の設定についてでございますが、資料の2-1をお開きいただきたいと思っております。政策分野につきましては、従来と同様、2つの政策分野ということでございます。

まず、最初の政策分野の森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮についてでございますけれども、先程御説明いたしましたように、今回から目標ではなく施策というような言い方をしておりますけれども、6つの施策を設定しております。

①の施策でございますけれども、重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進ということで、これは新たな森林整備保全事業計画の成果目標を基にいたしまして3つの指標を設定して評価をするということでもあります。

施策の②でございますけれども、国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進ということでございまして、これにつきましては後ほどまた御説明があるかと思っておりますが、相手国に対するアンケート調査を見直しをいたしまして目標を若干改めて、新たな指標の設定をしておるところでございます。

施策の③でございますけれども、山地災害等の防止でございますけれども、これにつきましても新たな森林整備保全事業計画の成果目標を基に2つの目標を設定するということがございます。

④の森林病虫害の関係でございますけれど、これにつきましても現行の目標に加えまして、新たな目標と指標を設定するというところでございます。

施策の⑤でございますが、国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進についてでございますけれども、これにつきましても現行の目標と指標に加えまして新たな指標を設定するというところでございます。

施策⑥でございますけれども、これにつきましては、やはり新たな森林整備保全事業計画の成果目標を基にいたしまして2つの指標を見直しをいたしまして、評価を行うということであります。

それから、2つ目の政策分野でございますけれども、林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進でございます。これについては、2つの施策を設定しております。

施策①の望ましい林業構造の確立、これは基本的に現在の目標、指標を踏襲している訳でございます。

施策の②でございますけれども、木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進でございますが、これにつきましては現行目標に加えまして、新たな指標を設定をし評価を行うということでございます。

色々と目標、指標の追加等が行われている訳でございます。具体的な目標設定につきましては、資料の2-2に基づきまして、担当課長のほうから特に変更点を中心に御説明をさせていただきたいと思っております。

(計画課長)

それでは、個別の評価書の御説明をさせていただきます。⑪-1のページをお願いいたします。森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮という政策分野の施策①でございます。重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進ということでございまして、このメルクマールといたしまして、今回、指標のa、b、cと3つのものを考えてございます。

1つ目が、これは21年度からスタートいたします森林整備保全事業計画の主な目標、成果指標、これを基本的に使えるものは使うという考え方でございまして、育成途中にある水土保持林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合を維持向上させるということで、20年度の基準値71%を25年度に79%まで持って行きましょうということでございます。

それから、指標のb森林の多様性でございます。多様な樹種や階層からなる森林への誘導を目的とした整備を推進するというところで、これは目標値といたしましては、25年度までに7万2千haを作っていきますように。要するに複層林などに誘導するための抜切り、こういった面積をカウントしていきますように、そういうことにしております。

指標のc森林資源の循環利用ということで、これも先程と同じでございますけれども、要するに資源の集約化、それから機械化、それから基盤整備、こういったものを進めることによりまして、木材の安定的、効率的な供給が可能となる育成林の資源量、使うことが可能な森林資源量、これを増やしていきますようにということで、20年度の基準値の10億5千万 m^3 を25年度には12億1千万 m^3 に持って行きましょうということでございます。21年度はそれぞれの目標値を設定してございます。

なお、現行と異なります所は、現行は各年度、実績値の何%、何%と出たもの3つの指

標の平均を取りまして全体の目標の実績値と捉えて達成度合いを見ておりましたが、3つの指標を単純に平均して目標値の実績値に当てるとということについてはいかがなものかということもございまして、今回はそれぞれの指標ごとに実績値を見て、それを判断していくということに変更させていただいております。

それから、次の2ページでございます。施策の②、国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取り組みの推進でございます。基本的には、ここの目標も国際協力をすることによって、相手国のカウンターパートに対するアンケートという手法は変わりませんが、その中身について大幅な見直しを行うこととしております。

具体的には、⑪-10ページと11ページをお開きいただきたいと思っております。従来は先程の20年度の評価の所で御説明いたしましたように8つの項目の内、最後の8番目の評価を5段階評価して、それを平均して求めるということをやっておりましたが、今回、11ページの上のほうに評価の視点というのがございます。ここに、妥当性、有効性、効率性、インパクト、自律発展性の5項目を取りまして、それぞれ4段階評価をしていきますということでございます。その4段階評価を各事業ごとにアンケートで提出をいただいて、それを平均をするということをいたしまして、その平均値が3.5、これを目標値にいたします。

なお、達成度合いの計算方法のABCランクの考え方の下にただし書きがございますが、評価の視点5項目の平均値がBランク以上であっても、5項目中1項目でも1.5以下となったものについては目標の達成度をCランクとすると、こういう形での考え方で評価をしていこうということで考えてございます。

また、元へ戻っていただきまして、それがアの目標のアンケートの内容ということでございます。また、今回は新たに指標も設けるということで、持続可能な森林経営の達成に関する人材訓練・養成の実施人数、これを今後把握できるものについて、きちんと実績値としてあげていこうと、これについても評価の対象とすると、こういうことで考えているところでございます。以上でございます。

(治山課長)

施策の③でございます。山地災害等の防止といった施策の項立てをしているところでございます。先程、20年度の政策評価の際にも若干触れましたけれども、地球温暖化の影響等によりまして、集中豪雨の頻発、或いは台風の強大化等によります高潮被害等、増加してくるのではないかとということも指摘されております。また、併せまして、昨年の岩手・宮城内陸地震がございましたけれども、今後、予期できない大規模地震といったものの発生も指摘されているところでございまして、今後とも山地災害の発生リスクの増加は懸念されているところでございます。こうしたことを踏まえまして、山地災害等の防止ということを施策の目標と設定いたしまして、国土の保全、生活環境の保全等の対策を推進いたしまして、地域の安全、安心の確保を図ることにしたいと考えてございます。

こうした状況を踏まえまして、山地災害等の防止といった施策を実施するに当たりましては、森林整備保全事業の目標を定めました森林整備保全事業計画に基づきまして2つの達成目標を設定しているところでございます。

1つ目としてアでございますけれども、これにつきましては、これまでの20年度の政策評価で御説明させていただいた考え方を継続するものでございますけれども、山地災害の恐

れのある地区に近接する集落、この中で特に緊急性、必要性の高い約4千集落を対象に、周辺の森林の山地災害防止機能等の確保を目標に設定するものでございます。20年度の実績見込値として51,700集落と報告させていただきましたけれども、これを20年度の基準値といたしまして、計画的かつ効果的、効率的な治山対策を推進いたしまして5年後の平成25年度に56,000集落となるよう目標設定をしております。21年度目標につきましては、この差の4,300集落を計画的に実施するというところで52,600集落を目標として設定しているところでございます。

2つ目としてイでございますけれども、新たに設定した目標でございます。風害、飛砂、或いは海岸浸食等から近接する市街地、農地、道路等を守り生活環境の保全を図っていくために、現在、海岸林や防風林等の延長7,300kmでございますけれども、この森林の機能を維持するということを達成目標として設定したものでございます。具体的には、前年度の自然現象等によりまして被災した海岸林・防風林等の延長について、治山対策によりまして機能が回復した延長の割合、すなわち被災した海岸林・防風林等の回復率を概ね100%とするという目標値でございます。

この2つを達成目標といたしまして、具体的には治山事業の実施を通じて、目標達成に向けて取り組んでいくということになります。実施に当たりましては事業の効率化、重点化、低コスト化を推進していくとともに、国有林、民有林連携して効果的な事業実施を通じまして、着実に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

(研究・保全課長)

続きまして、④の森林病虫害等の被害の防止につきまして御説明いたします。昨年の6月に本部会におきまして、微害の県の割合を100%にするという現在のここにありますアの目標でありますけれども、これだけでは無理があるのではないかとご指摘をいただいたところでございます。このため、今年度から現行の目標に加えまして新たに達成目標のイといたしまして、高緯度・高標高地の被害先端地域が存する都府県の保全すべき松林の被害率を、当該年度の全国の保全すべき松林における被害率の平均値以下にするという目標を立てさせていただきました。これは高緯度、高標高地の被害先端地域というものは被害が他の地域より大きくなりやすいという状況がございます。こうした地域において、重点的に対策を講ずることによって、全国平均よりも低い値にしていくということは、今後の新たな目標として有効性が高いのではないかとごうに考えているところでございます。さらに、目標の他に指標aとして、この先端地域で少しずつ拡大をしつつあるんですけれども、新しく被害が生じた市町村できちんと対策が講じられているかどうか、講じたかどうかということを加えたいというふうに思っております。これは早期に対策を講じるという1つの計りになるのではないかとごうに思っているところでございます。

それから、14ページのところに参考資料が入っているのですが、一番下に参考データというところがございます。これに保全すべき松林の被害率の推移というのがございますが、昨年まではこれに哺乳動物による森林被害のデータというのが加えられておりました。先程から御議論がありますように、シカなどによりまして森林被害というのは非常に重要な施策でございますけれども、これまででも林業に関する林木被害についての統計はある程度とっていたのですが、御議論のある生物多様性とか生態系の保全といった観点のデ

一たは分からないという状況があります。

一方、生物多様性の保全につきましては、様々な検討を今しているところもあって、林業の材だけではなく下層植生への被害を含めた様々な森林被害についてどう対応していくかということは今検討しているところでございます。今、データは一部分のものしか示していないという状況がございまして、こういった全体像が示された段階で何らかの評価軸の設定が可能かどうか、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

また、これまで述べているのは松くい虫のことだけを述べておりますが、突然その野生鳥獣がポンと出てくるということもあって唐突感もあるということで、しばらくの間ですね、見合わせさせていただければ大変ありがたいというふうに考えているところでございます。

再び、⑪－４ページに戻っていただきたいと思っております。目標⑤の国民参加の^{もり}森林づくりと森林の多様な利用の推進についてでございますけれども、先程申し上げましたとおり指標につきましては、21年度に100万人まで増加させるということになっておりますけれども、今年度がその目標年度になっておりまして、3年に1度のアンケートを実施する予定としております。これまでの目標、指標は全て国民参加の^{もり}森林づくりに関するものでございますけれども、指標cとして森の子クラブの活動の参加ということもさらに加えて指標の充実を図っていききたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

(計画課長)

続きまして、施策の⑥でございます。5ページの後段部分からでございます。山村地域の活性化ということですが、この山村地域の活性化に用います指標ということで、基本的には、現行の政策評価で用いております指標を引き続き採用するというところでございます。指標のaが振興山村地域へのアンケートを実施いたしまして、新規定住者数、交流人口、地域産物等販売額の指標に答えていただきまして、これがいずれかを満たす市町村の割合の前年度比を求めていこうというところでございます。

それから指標のb、森林資源を積極的に利用している流域の数ということでございますが、現行では成長量の50%以上を活用している流域ということで数字をあげるということにしてございましたが、今般の森林整備保全事業計画の成果指標では50%ということではなくて、現行の森林・林業基本計画が目標にしている国産材の供給量で見ると、成長量の40%をクリアしている流域であればここにカウントしようと、ただし、成長量以上に切っている所、生産している所については落とすというふうにと、そういう考え方を基に20年度の30流域を25年度には80流域にしていこうというふうに考えております。21年度はちなみに40流域を目標値とさせていただきます。

それから指標のcでございます。山村地域の住民を対象にした用排水施設等の生活環境整備の受益者数ということでございますが、現行は、いわゆる施設物を対象としてその受益者数を求めておりましたが、施設物に加えて集落周辺の森林整備、こういった事業による受益者も加えていこうということで森林整備保全事業計画の成果指標ができましたものですから、これに合わせまして25年度の目標値を210万人、21年度は42万人、こういった形で作らせていただいております。以上が山村地域の活性化でございます。

(経営課総括課長補佐)

続きまして、林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材産業の推進の部分でございますけれども、資料⑫-1になります。まず、施策①の望ましい林業構造の確立の平成21年度の目標についてでございますけれども、先程、実績評価書の見直しの説明の中で企画課長からございましたとおり、この分野につきましては20年度の目標等を踏襲しております基本的に変更はございません。ということで、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体による事業量のシェアを増加させると、それから効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体数を増加させるということで、指標につきましても先程の労働生産性、それから高性能林業機械の普及台数、森林組合に占める中核組合の割合、そして森林組合における長期経営・施業受託面積ということで変更はございません。21年度につきましても農林業センサスによりまして実績値を把握して評価するという形が変わってはおりませんけれども21年度につきましてもセンサスが実施されないということもございますので、20年度同様、この4つの指標を用いて総合的な判断を行うということにしているところでございます。望ましい林業構造については以上でございます。

(木材利用課長)

続きまして、施策の②、ページで言いますと⑫-2になります。施策の②といたしまして木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進というところで、目標そのものは今までと変えていない訳なんですけれども、ここに新たに指標aという形になりますが、木づかい運動への参加団体数、いわゆるサンテンキュウグリーンスタイルマークと言います。これに賛同している企業数をメルクマールという形で追っていくということに変えたところです。2年前のこの会議におきまして、何らかの参考指標が必要だろうということで昨年度は参考という形で、この指標を出しておりました。今回これをメルクマールという形で指標aという形で置かさせていただきたいと思っております。

詳しくはページをめくっていただきまして、⑫-8をお願いします。まず、サンテンキュウグリーンスタイルマークと言うロゴマークでございますが、基本的には各企業、どなたでも、どういう企業であっても国産材を使いましょうという運動に参加していただける方を網羅していくという形ですすめております。

また、今後、いわゆる企業自らが木を使うということを一般の生活者に提案していくということで木育ということを、サンテンキュウグリーンスタイルに賛同している企業から、一般生活者への啓発に努めていただくということを考えております。ちなみに、これまでの経緯ですけれども、平成18年から3年間事業実施しております平成20年で約200となっております。今後、色々な事業を実施し、この数を増やしていくということを考えているところでございます。以上です。

(太田座長)

どうもありがとうございました。只今の御説明につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。お話のように、全体の評価の枠組みもやや変更になり評価の方法もちょっと変わったような、最初に御説明がございました。その後、目標が施策

になり、メルクマール、そしてその内部の目標、或いは指標ということで追加されたものもございしますので、少し御意見をお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。亀山委員どうぞ。

(亀山委員)

政策と施策を分けたのは分かりやすく、論理的にできるようになったところが非常に良かったと思います。それから目標と指標の関係についての用語の使い方ですが、御説明いただいたA3版の資料で、これはこういう使い方もあるけれども、本来的に言うと目標に対して指標になるものを見つけるという考え方もあるので目標と指標はこういうようには合致しない場合もあるかもしれませんが、ここではこのような使い方もあるのかと思います。

ただし、⑪の①については、目標はどちらかという大きな捉え方で、指標は具体の物差しがあてられるような捉え方だと思います。⑪の施策の①の指標のa b cは、あまり指標らしくないですね。物差しをあてるという感じではなくて、計算して算出しているようなやり方で、どちらかといえば目標的ではあるのですが。他の並びで考えた時に、他はかなり具体の数字で出せるような物差しですが、ここだけは指標的でないという感じがしております。少し工夫の仕方がないのか、これを目標にしてもよいのかと思ったりした訳ですが、どうなのでしょう。

それから、獣害の問題は当面省くということですが、何か努力していただきたいという感じがする。日本の動物はほとんど森林動物ですから、動物がいる場所は森林だと考えればよい訳で、その森林と人間の関係は非常に重要ですので、そこに目をそむけてしまうことは、やはり森林の行政をやっていく部門としては片手落ちにならないかという感じがするので、何か努力をして指標を考えていただくことが必要だと思います。

(太田座長)

1つずついきます。まず、最初の部分について、特に施策の①についての目標と指標の関係について、これは御説明、或いは何かございませうでしょうか。

(計画課長)

施策の①のこの3つが指標という位置付けになっていることについては、少し政策評価担当部局と再度議論してみたいと思います。

(太田座長)

はい、それでは今のような状況ですので、御検討いただくということにしたいと思います。2番目の問題は研究保全課長どうぞ。

(研究・保全課長)

先生のご指摘、確かに、森林に対する野生鳥獣との関わりというものが非常に重くなってきております。いい意味、悪い意味両方あると思いますけれど、特にシカによる被害は生物多様性の保全に影響を与えていると認識しているところでございます。

現在、取っているデータが主に林木に対する被害のみカウントしているという状況がありまして、これから私どもも、森林の生物多様性について今まで以上に重点をおいていきたいというふうに考えておりまして、そこに、そういう野生生物というのは必ず出てくる存在するものですから、どういう指標をどういうふうにつけていくかを含めまして考えていきたいというふうに思っております、それまでの間、今は少し中途半端な状態が出ているような状況がございますので、それよりは少しお時間を頂いて何らかのものをきちっとお示ししていったほうが今後役に立つのかなと思っておりますのでありまして、決して、ないがしろにしているのではなく、逆に強い思いがあるのでもう少し御時間をいただきたいということでございます。御理解いただければと思います。

(亀山委員)

21年度の実績評価のやり方をここで変えるというのは、この先何年間かこれでやるというつもりで変えるのではないのでしょうか。そう思ったので当分これでやるのであれば、ここで入れておかないと後で途中から入れるのはおかしくならないのかと思ったのですが。そういうことはないのですか。

(企画課長)

目標については毎年見直しをいたしますので。

(亀山委員)

それでは、そういうふうにしていただければと思います。

(太田座長)

ただ、これはちょっと私なんかも、本当にそれで何か手当しなくていいのかなと、やっぱり後退した印象を与えるのではないかなと、多分、亀山委員だけではなく、私も感じるんですね。ですから、是非、そこら辺、他の委員どうか分かりませんが、少し御検討していただいた上でどうしても仕方ないということでしたら、できるだけ早く何か対応を考えるとということでない、何か多面的機能の中の本の雄みみたいなところもあるものを落としてしまうというのはどうかなという感じは、私は個人的にはいたしますけど。

それでは、亀山委員どうぞ。

(亀山委員)

昨年も言いましたが、カシノナガキクイムシの被害はまだそれほど全国的ではないですけどもかなり増えてまして、名古屋市では街中で結構出てきています。全国的に蔓延したら林野庁が登場するというのではなくて、そろそろ危なそうな時に何とかしてくれないと困るという気はします。このままでいいのでしょうか、今のところは。

(研究・保全課長)

カシノナガキクイムシにつきましてはここ数年で拡大をしております、今年の状況はまだ分からないんですけど、これまでのところ全国ではないですけど徐々に拡大しつつ

あるのははっきりしております。また、これに対する対策についてもかなり進んではいるんですけどまだまだ被害対策のほうが進んでいないという状況がございまして、被害状況については載せられたとしても、なかなかそのあとのフォローがまだちょっとしっかりしていないという状況がございまして、その重大性についてはよく認識しておりますし、被害対策についてももう少し時間をいただければ有効な対策がうてるというような状況になるのではないかと思います。そうすると、被害に対する効果と或いは対策との評価が上手くできる時が近々来ると思いますので、その時点を狙って検討していきたいと思っております。

(高橋委員)

基本的にはよろしいかなと思いますが、2点申し上げたいと思います。資料2-2の⑪-11、ここに今までの農水関係とか国交省もそうですけど、評価基準にカタカナじゃなくて英語がでてきたのはちょっと驚きました。できれば国内向けの公文書ですから、日本語にされたほうがよろしいのではないかなと思います。それが1点。

それから、あともう1点は、全体を見てもっと長期的な経済社会の推移というものを皆さん意識されたほうがいいんじゃないかなと思います。特に、これから少子高齢化が進んで来ますし、団塊の世代がリタイヤしていきます。それで、観光立国日本を進めようと田舎の方に人を引っ張ってこようという動きが結構ありますよね。

それから、同時に国民総参加ということで森林に対する期待感が増えてきておりますので、これまでに整備した山と暮らしてみたいな社会資本ですね。それを指標にしてそれも維持しなければならないと思うんですよね。どうやって適正に維持していくのか、必要なところはしっかり維持しなきゃなんない。そういう意味では⑪-5の用排水施設と生活環境整備の指標を設けて結構だなと思いましたが、他にやっぱり、今までちょっとあげづらかった路網密度とかですね、そういうような社会資本関係の指標をこれからやはり山に関心を持ってきていただくためにはいるんじゃないかなと思いますが。生活と関連するもの。

それから同時にですね、今まで近くの方々に貸していた、或いは企業に貸していた貸付地がこれからどうなっていくのか。ゴルフ場はもうできない、増えない。スキー場もやる人が減っています。それから、牧野で貸したのも減ってくるかもしれない。今、水田放牧が結構増えてます。ですから、そういう土地利用の変遷に対応して上流を預かる林野庁として、山として復元するのか、どう管理するのかというのも視野に入れていただければありがたいです。以上です。

(太田座長)

ありがとうございます。何かございますか。最初の点は何かありますか。

(計画課長)

11ページの4段階評価について、外国人向けなのでこういうふうにしたのですが、当然日本人もこれ読みますので、上の方に両方併記してありますから、このグラフも併記したいと思います。

それから、山村のところで路網密度といった概念は非常に重要だと思っております。た

だ、残念ながら私どもの施策で林道という施策はもっておりますが、一般道については施策を有していないということで、路網密度全体を生活環境として捉えて指標化するということになりますと、なかなかちょっと限界があるのかなと思っております。高橋委員おっしゃいますように正に生活基盤全般を視野に入れた山村の施策というものは重要だと思っておりますので、その辺またいろいろと考えさせていただきます。

(高橋委員)

田舎に生活する人は、林野管轄の林道だけじゃなくて、農道、林道、公道、それセットで整備されていくことを期待していく訳ですよ。だからその辺なんかうまく連携した指標ができないかなと。それから、農水省、旧構造改善局の農集（農業集落排水施設）が随分普及してますよね。それで山間地域では、多分、林集（林業集落排水施設）もやってるんじゃないかなあと。それから或いは制度上はできるはずですよ。或いは水洗化を別の手立てで支援しているはずですのでそういうところも表に出してもいいんじゃないかなと思います。

(太田座長)

ありがとうございます。確かに、緑資源は林道じゃなくて、農道じゃなくて農林道をやった訳です。施策としては非常に僕はいいと思います。別の問題で緑資源はなくなってしまいましたけれども、ですからこれから超えていくっていう努力を、これは林野庁だけをお願いするのではなくて、中山間地なら一応農水省の中ですから是非、それを超えてお願いしたいというのは全体として言えると思います。私の単なる感想です。

安藤委員どうぞ。

(安藤委員)

非常に分かりにくいので教えていただきたいのですが、山地災害のところ⑪-3のところ5年間で荒廃地があり人家数が多い集落など、云々、必要性の高い約4千集落と文章に書いてあって、目標値が52,600集落と書いてある、この単純な差がどこからきているのかわからない。まずこれが1点目教えて下さい。

(太田座長)

はい、治山課長その点。

(治山課長)

先程、御説明の際に56,000マイナス51,700で4,300という数字を申し上げましたが、そこを約4,000集落というふうに記述しております。これは、先程、20年度のところで申し上げましたけれども、現時点では51,700集落は見込み値だったことから、約4千集落ということで目標を設定し、具体的にはこの数字を掲げているということです。

(安藤委員)

ですから、そこが非常に数字と全体が分かりにくい訳です。

2点目はですね。これは参考値ですけど、⑫-9のところでは木材産業のほうで一番メインの国産材の供給利用量ですが、製材用材という括りがあります、それからその他という括りがあります。この中の数字、こういうものが含まれると書いてありますけど、今後、できるだけ現状を把握するために柱材、梁材とか、断面によってどういう動態にあるのかを出していただくと、いろいろ役に立ち、分析ができるのかなと思っております。これはお願いみたいなところですよ。

それから、もう1点、岩本課長のところで「サンキュウグリーンスタイルマーク」のことを今は「サンテンキュウ」とおっしゃるんですね。これを「サンテンキュウ」とおっしゃるのか、「サンキュウ」とおっしゃるのか、ここが実は微妙な内容を含んでおまして、これ元々、京都議定書の「3.9%」から来てる数字なので、「サンキュウグリーンスタイルマーク」とおっしゃればそうだそうだと言えるのですが、「サンテンキュウ」とおっしゃると数字の混乱を引き起こします。これを少しさけるようにご検討いただくとありがたいと思っております。

(太田座長)

いかがでしょうか。

(木材産業課長)

安藤委員ご指摘の資料につきましては、我々には内部資料として、用意しておりますが、表に出すに当たっては、それなりの根拠からの積み上げのルールを作らないといけませんので、それについて少し検討させていただいて、内部資料から上に格上げできるかどうかについて検討していきたいと思っております。

(木材利用課長)

現在3.8%を森林吸収源対策でカバーするというのが京都議定書で決められており、今、ポスト京都議定書をどうしようかということが議論されております。そういう中で「サンテンキュウ」という数字を変えていくというのはなかなか難しいんですが、いずれ新しい数値について判断が必要になるかもしれません。次に「サンキュウ」という言葉がいいのかどうかなんですけども、できましたら、今ようやく3年間きまして「サンテンキュウ」「サンキュウ」という形がまとまりつつあり、これを次の3年間は是非、根付かせるということとしたいと思っております。先生のほうも御協力よろしく願いいたします。

(太田座長)

当面、ロゴマークもできているしということでしょうか。ということでございますけれども、安藤委員よろしいでしょうか。

他にございませんか。雨宮委員どうぞ。

(雨宮委員)

⑪-2のアの下の方の指標aの持続可能な森林経営に関する人材訓練・養成の実施人数についてですが、ぱっと読んだだけでわかりにくかったので、これは森林経営に関する人材訓

練要請の実施人数とするのはいけないのかなということと、もう一点、⑪-5の指標cの「森の子クラブ活動」なんですけど、こちらは今現在活動されているのかどうか知りたかったのと、私自身、小学生と中学生の子供がおりますので子供の口からこの活動について聞いたことがなかったので、どのような知らせ方をしているのか教えていただきたいと思えます。

(太田座長)

ありがとうございます。2点ございますのでよろしくお願いします。

(計画課長)

⑪-2ページの指標aの表現ぶりということですよ。要するにちょっと見これではイメージが掴みにくいということだと思いますので、ここどうすればいいのかというのは、委員御指摘の表現も含めてちょっと考えさせていただきます。

(研究・保全課長)

「森の子クラブ活動」というのを残念ながら、御存知ないということで申し訳ありません。PRが上手くないので、伝わってないのかもしれないのですが、森林環境教育を推進するために子どもたちが森林で体験活動をする機会を作ろうということで、林野庁と文部科学省が連携したプロジェクトでやっているものでございます。林野庁では、活動の場とか活動体験の場となる森林施設の整備に対する支援などを行っておりまして、文部科学省ではモデル的な学習、事業の実施等を行っているということです。具体的にも主催者はいろいろあるんですけども、地方公共団体とかNPOとか、或いは森林関係の施設が独自で行うところに助成したりとかいうことをやっております、休業日である土日、夏休みに県民の森とか市民の森、或いは国有林等を使って活動をしていただいていると。林野庁のホームページにどこで何をやっているかというものを記載しまして、各地域での募集もやっていると思えますけども、主として小中学生、それから保護者、地域の大人の方を対象に実際の植林とか下刈りとか、そういう作業とか、一般的に森林環境教育で行っているようなことをやっているということでございまして、受入場の施設が19年度で400箇所くらいで、要するに施設単位で募集をかけるということでございます。ですから、何らかの形でホームページ等を見ていただければ、地域でいつ何をやっているのかというのは分かるかなというふうに思います。

(雨宮委員)

ありがとうございます。見て調べることはいろいろなことができると思うんですけど、私は存じ上げていたんですけど、実際、子ども達が林業に関することではなくても割とボランティアに時間を裂くことが割と多い中、聞いたことがないというのは、やはり知らせ方が上手くいってないのかなということを実感したのでよろしくお願いします。

(太田座長)

ありがとうございます。是非、ご努力よろしく、お願いいたします。

いかがでしょうか。田中委員、何かございますか。

(田中(美)委員)

私も今、御説明いただいたときにも申し上げたんですけど、「森の子くらぶ」という部分は、林野庁で今、推進していらっしゃる学校林活動とそれから遊々の森の活動もこれは環境教育の中で、私どもも一緒に共同でフォーラムをやらせていただいているくらいになっておりますので、できればそういうものと関連させていただきますと、私も「森の子クラブ」というのはちょっと存じ上げませんでしたので、やはりその辺と関連させていただくと非常に効果的かなと思いました。

それともう一つ、前回も申し上げたんですけど、企業の森の部分の指標の部分なんですけれども、是非、21年度は数とか人数とかだけでなく、内容についても何か指標をつくるような、例えば私、他のところで申し上げたんですけども、専門家のアドバイスを受けたかというような、専門家がそこにどれだけ派遣されたかということは指標として出てくると思いますので。これから、これだけ企業の森、ボランティアが入ってくるとやはり専門家のアドバイスというのはとても大事になってくると思いますので指標の中に是非取り入れていただきたいと思っています。

(太田座長)

ありがとうございます。よろしいですか。

あと、大分、時間がなくなってまいりましたけど、1つ今回、親の評価委員会から田中先生、野中先生がいらっしゃっておりますけれども、一番最初にございましたように21年度から評価の方法が少し変わると、これ親委員会でも議論されているんだろうと思いますが、その辺の情報も含めまして何か全体でも結構でございますけれど、御発言を得られれば我々の専門部会としてはありがたいと思っております。

(田中(一)委員)

今日、専門部会の先生方のお話を伺って大変勉強になりました。というのは単にここに書かれていることを超えてですね、非常に多くのことが語られたということ、それが勉強になりました。特に、政策の目的と施策とそれから指標。これらの関係が非常に重要なですね。施策自体が目標に対していかなる関係にあるのか、寄与しているのか、寄与率はどうなのか、これが基本的に重要ですね。しかも、その施策自体が、ここに指標と書いてありますけども例えば、さっきもご指摘ありましたけど⑪-1なんかで本当に指標なのか、これ自体が目標ではないかと。そういうこともあり、これは相当検討していかなければいけないなど。本当に一番大事なものは根っこの目標を、農水省の林野なら林野の目的、政策目的というのと施策とがですね、ぴったりしているのか、さらに、そのための事業が本当に目的にそっているのか、全然関係がないといたら悪いんですけど、関係はあるけどぴったりしていないということ、ここが政策が生きるかどうかの基本だと思いますので、そこをもう一度考えさせていただいたということは、大変良かったと思います。近く政策評価会議がありますので十分議論していきたいと思っております。

それから、さっき路線密度の話ができました。山林のですね。非常にこれは重要です。緑

資源機構はなくなりましたが、緑資源機構がつくった林道を随分見せていただきました。実際にどういうふう在林道がつくられるか、市町村からも見えていて聞いたことがありますけれども、機構が林道を作ろうとする時には、必ず市町村なり、県の話聞きながら既存の市町村道と繋がるように、無駄がないように、全体を考えてやっていました。そう思います。そういう意味では、これから新しく作るっていうのではなくて、既に林野庁がそういう地図はお持ちのはずだし持ってなくちゃいけないと思います。自分が工事を所管するとかどうかじゃなくて、林野庁の仕事を充実させるためには当然知っておくべきことで、縦割りでない行政をやろうと思ったら当然の話ではないかと、今、先生のおっしゃたこと全くそのとおりであると思います。

それからもう一つ。小さな話なんですけど、さっき、森の子くらぶ。これに注がありますので注を見たんですけど、注が不十分だと思います。それに分かりにくい。文科省と共同でやっているということもそのことは書いてない。林野庁だけでやっているのではないという御説明なんだけれど注だけ見ると必ずしもそうっていない。全体の文章についてのご指摘もございました、それも合わせて的確な表現になっているのかどうか御留意いただきたい。

嫌なことばかり言いましたけど、褒めるべきは、林野庁は、他の部局と比較してどうのこうのはいいませんけど、比較的中心となられる方々が一所懸命やっておられる、充実してるほうだと基本的には思っていますが、あえて注文を付けさせていただきました。

(太田座長)

ありがとうございます。野中委員、何かご感想を一言。

(野中委員)

私も初めて出ささせていただきました大変勉強になりました。1点だけですね、ずっといろんなところで言わせていただいているんですけど、先程から座長さんからもそれ以外からも出ておりますように、農林水産省としてですね全体の施策をどう位置付けをとるのかというのをやっぱり、これから21世紀に向かって必要なんだろうと思います。特に、森林の場合には、私は農業分野を専門でやってきたのですが農業ですと1年で作物交替とかありますけど、森林の場合は30年なり50年なり、そういう中では経過するのが大事だけれども、先ほど実績評価の中で農林業との関わりが唐突的に出ているという異論がありましたけれど、ああいう形で絡むのも、物を考えるというのはこれから必要なんだろうと思いますので、やっぱり縦ではなく横をどういうふうにして、農林水産省全体としてという中で林野庁がどうしていくか。

1つですね、うちのほうで私も現役時代に議論したので、国の予算だけおもしろいなと思ったのは、農村振興局の予算の中で土地改良の事業をするのに森林を何haだか造林しなきゃだめだという事業がありまして、その後、那須のほうもやっていますけれども、そういう事業はいい事業だと私も思います。やっぱり上流から下流までいきますと海まで行くと漁業まで森林が関わりがあるのだろうと思うんですね。そういう意味での林野庁の施策をどうするのかというのは、今後必要なのではないかなとそんなことをちょっと感じました。

(太田座長)

どうもありがとうございます。大分、時間超過してしまいましたので、もうそろそろと
思っておりますが、他に特に意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。それ
では、21年度政策の実績評価の目標設定（案）についてこれで進めていくということで、
先を進めてもらうということでもよろしゅうございますか。

(各委員から賛同の声)

では、そうさせていただきます。

(3) その他

(太田座長)

それでは、議事の3、その他として今後のスケジュール等につきまして、事務局より御
説明をお願いいたします。

(企画課長)

資料の3をお開きいただきたいと思います。今後のスケジュール（案）ということでご
ざいます。平成20年度の政策評価結果につきましては、本日いただきました御意見、また、
今月17日に予定されております政策評価会本体の御意見も踏まえまして、結果を取りまと
めて7月中旬を目途に公表する予定ということでございます。また、21年度の目標設定に
つきましては、同様に本日いただいた御意見、また17日の御意見も踏まえまして目標設定
をしたいと考えているところでございます。

次回の専門部会の日程につきましては、今後調整をさせていただきますが来年3月の予
定ということでございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

最後に本日の議事録につきましては、委員の皆様方にご確認いただいた上で公表させて
いただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

(太田座長)

どうもありがとうございました。本日の意見を踏まえ作業を進めていただきたいと存じ
ます。よろしくをお願いいたします。なお、今後修正が生じた時の取り扱いにつきましては
座長に一任いただきたいと思っておりますがよろしゅうございますか。

(各委員から賛同の声)

はい、ではそうさせていただきます。どうもありがとうございます。また、議事録の件
につきましては事務局の説明のとおりとさせていただきます。なお、次回の部会につきま
しては事務局から連絡があるということですので、そのように御承知おきいただきたい思
います。

それでは以上を持ちまして、ちょっと伸びてしまいましたが、本日の専門部会を閉会と
いたします。どうもありがとうございました。